

# 利用権設定・移転申出書

伊那市長 様

申出を担当する農業委員もしくは農地利用最適化推進委員の氏名

年 月 日

別紙、計画書のとおり、農業経営基盤強化促進法により申し出ます。

賃借権の使用貸借権の設定移転をしたいので、申出書のとおり

\* 下記事項を御了解の上で、申出書、計画書を提出して下さい。  
 契約期間満了前に、「契約期間満了のお知らせ」及び「再設定手続きに必要な書類」が農業委員会から、貸付人、借受人あてに送付されます。  
 (電算入力、情報提供等に係る貸付人、借受人の経費負担はありません。)

農業委員会からの要請	受付	年	月	日
農協からの申出	受付	年	月	日
改善団体からの申出	受付	年	月	日
土地改良区からの申出	受付	年	月	日

利用権の設定を受ける者(借受人)	地区名	氏名又は名称(フリガナ)	電話	備考
	吹上	伊那 太郎	74-0000	
利用権の設定する者(貸付人)	地区名	氏名又は名称(フリガナ)	電話	備考
	大泉新田	長野 花子	72-0000	

チェック欄	<input type="checkbox"/>	農年被除者	農年受給者	農納税猶予	農納税猶予
チェック欄	<input type="checkbox"/>	農年被除者	農年受給者	農納税猶予	農納税猶予

※ 聴取確認欄 ※ ※ ※ ← こちらの記入もお願い致します

1. 通作距離

1km未満	1
1~10km	2
10km~20km	3
20km~30km	4
30km以上	5

(注) 一番面積の大きい筆までの距離

貸付人は経営者ではなく、「土地所有者」です。  
 貸付人死亡の場合は、  
 \*同意書(用紙は農業委員会にあります)と一緒に提出する必要があります。

4. 貸付人の分類

個人	1
農業生産法人	2
合 理 化 法 人	
県公社	3
市町村	4
農協	5
市町村公社	6
農協	7
その他法人	8

5. 中核農家の該当

借受人	該当する	1
	該当しない	2

(注) 法人は2(該当しない)とする。  
 「中核農家」とは60歳未満の専従者(自営農業に150日以上従事す

7. 経営農地面積

	借受人	貸付人
不耕作	1	1
0.3ha未満	2	2
0.3~0.5	3	3
0.5~0.7	4	4
0.7~1.0	5	5
1.0~1.5	6	6
1.5~2.0	7	7
2.0~2.5	8	8
2.5~3.0	9	9
3.0~5.0	10	10
5.0~7.5	11	11
7.5~10.0	12	12
10.0~15.0	13	13
15ha以上	14	14

(注) 農業生産法人以外の法人は1(不耕作)とする。  
 経営農地面積は移動前の規模とする。

○の記入をお願いします

2. 権利の種類

賃借権設定(通年)	1
賃借権設定(期間借地)	2
賃借権の移転	3
使用貸借による権利設定(通年)	4
使用貸借による権利設定(期間借地)	5
使用貸借による権利移転	6
地上権・永小作権・質権の設定・移転	7
経営受委託	8
その他の使用収益を目的とする権利の設定・移転	9

3. 借受人の分類

個人	世帯員	1	
	その他	2	
法人	農業生産法人	3	
	合 理 化 法 人	県公社	4
		市町村	5
		農協	6
		市町村公社	7
	農協	8	
	市町村	9	
	その他	10	

(注) 個人が借受人となる場合は、  
 利用権の移転等を除いて、通常は(その

6. 権利の設定、移転の事由

経営移譲年金の受給のため	1
農業廃止	2
兼業による経営縮小	3
高齢化による経営縮小	4
病気等で労力不足	5
耕作不便・低生産地のため	6
集約部門への転換のため	7
相手方の要望	8
その他	9

(注) 「経営移譲年金の受給のため」  
 に該当する権利移動の場合は、  
 他の事由に該当する場合であつてもこの事由を優先させる。

8. 担い手の区分

借受人	認定農業者	1
	基本構想水準到達者	2
	今後育成すべき農業者	3

